

鋼船規則検査要領

R 編

防火構造, 脱出設備及び
消火設備

鋼船規則検査要領 R 編

2020 年 第 1 回 一部改正

2020 年 6 月 30 日 達 第 16 号

2020 年 1 月 22 日 技術委員会 審議

2020 年 6 月 11 日 国土交通大臣 認可

2020年6月30日 達 第16号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

R 編 防火構造，脱出設備及び消火設備

改正その1

R8 煙の拡散の制御

R8.2 制御場所の保護

R8.2.1 を次のように改める。

R8.2.1 機関区域の外部にある制御場所の保護

(-1.は省略)

-2. 規則 R 編 8.2.1 にいう「機関区域外部にある制御場所の局部の閉鎖装置が同等に有効である」とは、火災の際、煙が当該制御場所に流入しないよう、その制御場所の内部で容易に閉鎖できる防火ダンパ又は防煙ダンパが通風系統に設置されており、さらに、その他の開口がある場合、それらの開口が、确实、かつ、容易に閉鎖できるようになっていることをいう。

-3. 前-2.の適用上、防煙ダンパは次の(1)及び(2)によること。

(1) 鋼又は同等の材料のものとする。

(2) 製造所等において、防煙性能が確認されたものとする。防煙性能に関する資料は本会に提出すること。

附 則 (改正その1)

1. この達は、2020年6月30日から施行する。

R18 ヘリコプタ施設

R18.5 消火

R18.5.1 消火装置

-6.として次の1項を加える。

-6. 規則 R 編 18.5.1(3)又は(6)で要求される泡消火装置に使用するポンプを消火ポンプと兼用する場合には、当該泡消火装置が要求される放出率において作動するときに、消火主管から、要求される圧力で要求される条数の射水が同時に得られるようにすること。

附 則（改正その2）

1. この達は、2020年6月30日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

R10 消火

R.10.10 として次の1節を加える。

R10.10 消防員装具

R10.10.4 消防員の通信手段

-1. 規則 R 編 10.10.4 の適用上、「消防員用持運び式無線通信装置」は、次の(1)及び(2)の要件を満たすものとする。

(1) IEC60079 に定義される 1 種危険場所での使用に適した安全形として承認されているもの

(2) 消防員が当該船舶において到達し得る危険場所のうち最も危険な場所での使用に適したガス蒸気グループ及び温度等級を満足した防爆型電気機器であるもの

-2. 2020 年 7 月 1 日より前に建造契約を行った船舶に搭載される装置であって、新規もしくは追加で搭載されるもの及び既存の装置と取替えられるものは、前-1.によること。

附 則 (改正その3)

1. この達は、2020 年 7 月 1 日から施行する。

R10 消火

R10.7 貨物区域における消火措置

R10.7.1 一般貨物に対する固定式消火装置

-5.を次のように改める。

-5. 植物油，ラテックス及び糖蜜は，規則 R 編 10.7.1-2.にいう「火災の危険性が低いと認められる貨物」とみなす。その他のばら積み貨物については，“*International Maritime Solid Bulk Cargoes (IMSBC) Code, appendix 1, entry for coal*”（改正を含む。）及び“*Lists of solid bulk cargoes for which a fixed gas fire-extinguishing system may be exempted or for which a fixed gas fire-extinguishing system is ineffective (MSC.1/Circ.1395/Rev.34)*”を参照すること。

R10.7.2 危険物に対する固定式消火装置

-2.を次のように改める。

-2. 規則 R 編 10.7.2 の適用上，MSC.1/Circ.1395/Rev.34 の表 2 に示される貨物については，規則 R 編 19.3.1-2.に規定する給水装置を規則 R 編 10.7.2 にいう同等の消火装置と認める。

附 則（改正その4）

1. この達は，2021 年 1 月 1 日から施行する。